

令和3年第1回広尾町議会定例会 第2号

令和3年3月4日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第13号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第16号）について
- 3 議案第14号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）について
- 4 議案第15号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 5 議案第16号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 6 議案第17号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）について
- 7 議案第18号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第7号）について
- 8 議案第19号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）について
- 9 議案第20号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第21号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第3号）について
- 11 議案第22号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 12 議案第23号 令和3年度広尾町一般会計予算について
- 13 議案第24号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 14 議案第25号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について
- 15 議案第26号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計予算について
- 16 議案第27号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 17 議案第28号 令和3年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 18 議案第29号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 19 議案第30号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 20 議案第31号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 21 議案第32号 令和3年度広尾町水道事業会計予算について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 北藤 利通 | 6番 志村 國昭 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 山谷 照夫 |
| 9番 渡辺 富久馬 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	靖
会	計	山	崎	勝
兼	出	山	崎	勝
総	務	齊	藤	美
総	務	柏	崎	弥
併	総	西	内	
併	総	山	岸	雄
併	総	木	幡	幸
企	画	雄	谷	幸
企	画	及	川	隆
住	民	西	脇	秀
住	民	佐	藤	直
住	民	楠	本	直
住	民	山	崎	義
兼	住	佐	藤	清
保	健	宝	泉	
兼	老	宝	泉	
地	域	村	上	洋
健	康	佐	藤	清
保	健	浜	頭	
兼	子	佐	藤	清
認	定	道		尚
認	定	成	田	ま
兼	豊	成	田	ま
特	別	金	石	輝
兼	養	金	石	輝
農	林	平		浩
兼	町	平		浩
水	産	室	谷	直
建	設	前	田	憲
建	設	北	藤	盛
				通

兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	小	川	浩	司
兼 図 書 館 長	小	川	浩	司
兼 海 洋 博 物 館 長	小	川	浩	司

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	齊	藤	美	津雄

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	齊	藤	美	津雄

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今	村	弘	美
併 事 務 局 長	平		浩	則
事 務 局 次 長	寺	井		真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	保	坂	一	也
総 務 係 主 事	西	村		萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の出欠であります。欠席及び遅参の届出は本日はございません。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、6番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 議案第13号～日程第11 議案第22号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第13号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第16号）についてから日程第11、議案第22号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案の説明の前におわびを申し上げます。

本日、議案資料の追加資料を当日差し替えたことに対しまして、心からおわびを申し上げます。

それでは、議案第13号から議案第22号まで一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。確定見込みによる事業費の整理であります。

最初に、議案第13号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,176万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億5,516万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の追加を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第3表でお示しをするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第4表でお示しをするものであります。

次に、第2表の繰越明許費の追加であります。

事業名、飛沫防止対策備品購入事業のほか8件を追加するものであります。

次のページの第3表、債務負担行為の変更であります。

事項として、大家畜特別支援資金利子補給ほか2件について、限度額の変更を行うものであります。

次に、第4表の地方債の補正であります。

初めに、減収補てん債の追加であります。

新型コロナウイルス感染症の影響で減収の見込まれる、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税及び地方消費税交付金に係る減収補てん債であります。

次に、限度額の変更でありまして、港湾施設整備事業債ほか3件につきまして、事業の確定見込みによる整理を行うものであります。

町債の合計から6,174万1,000円を減額し、6億3,035万6,000円とするものであります。詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案第14号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億2,969万2,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものであります。

内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第15号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ308万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億2,636万5,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

次、第2表であります。地方債補正の変更であります。

簡易水道事業債及び辺地対策事業債につきまして、事業費の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から100万円を減額し、4,730万円とするものであります。

続きまして、議案第16号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,191万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を9億9,208万2,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理及び歳出で下水終末処理場の医薬材料費の追加であります。

次、第2表であります。

地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債ほか2件につきまして、事業費の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から2,960万円を減額し、1億6,280万円とするものであります。

次に、議案第17号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,345万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を10億9,997万6,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものであります。

内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理のほか、国民健康保険基金への積立金1億円の追加及びその財源として一般会計から繰入れを行うものであります。

次に、議案第18号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものであるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,937万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億1,710万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものであります。

内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理及び歳出でシステム改修委託料の追加であります。

次に、議案第19号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものであるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,586万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億7,340万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものであります。

内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

次に、議案第20号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりますものであるとあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ183万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億2,320万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりますものであるとあります。

内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

次に、議案第21号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりますものであるとあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,399万円を減額し、歳入歳出の総額を2億1,388万7,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりますものであるとあります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。補正の内容であります。

この会計は、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院が行う事業の財源として地方債を発行し、病院へ貸付けを行い、その元利償還金を病院から受けて償還を行う会計であります。しかし、過疎対策事業債につきまして、他団体への貸付けができないものであると財務事務所から指摘を受けたため、貸付けではなく補助をすることとさせていただきました。

そのため、この特別会計で発行した過疎対策事業債分を一般会計へ繰り出し、運営交付金として病院へ補助いたします。また、過疎対策事業債の元利償還金の財源は、一般会計から繰入れを行います。従前は元利償還金の財源は病院から受けておりましたが、元利償還金相当分を運営交付金として病院へ補助しておりましたので、実質的な町の費用負担は変わらないものであります。

なお、病院事業債の取扱いに変更はないものであります。この変更による歳入歳出の整理及び事業の確定見込みによる整理を行っております。

次に、第2表についてであります。地方債補正の変更であります。

病院事業債及び過疎対策事業債につきまして、事業費の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から1,400万円を減額し、1億8,500万円とするものであります。

続きまして、議案第22号についてであります。

第1条は、令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりますものであるとあります。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、事業の確定見込みによる減額であります。

第3条の資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中をおのおの改め、資本的支出の予

定額を次のとおり補正するとするものであります。事業の確定見込みによる減額であります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、52万5,000円を減額するものであります。

以上、議案第13号から議案第22号までの補正予算について提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

大変失礼いたしました。議案第16号についてであります。議案第16号の第1条であります。第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,191万5,000円を減額し、歳入歳出の総額、このところを言い間違えました。歳入歳出の総額を「4億9,208万2,000円」とするものであります。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） それでは、補足説明の前に追加議案をお配りしております。これの説明を若干行いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業についてでございます。

1ページ、2ページ、3ページの上から2段目までは、既存事業でございます。

左側の第16号に係る事業が本補正予算に計上されているものでございます。

新規事業小計で1億5万3,000円、今回の補正額が9,087万円、その他財源といたしまして918万3,000円でございます。

下段の令和2年度予算合計ですが、事業費が6億7,912万1,000円、今回の補正額は既存の事業費の整理によりまして、5,267万8,000円でございます。

補正後交付金合計といたしまして、4億6,514万8,000円でございます。

表の下の部分になります。

交付金限度額が5億6,514万8,000円、予算措置額が4億6,514万8,000円でありまして、差引額が1億円となります。

この1億円が本省繰越しとして、令和3年度補正予算で行う事業へ充当されるものでございます。

以下、次のページなのですが、事業の内容を記載しております。後ほどご説明したいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、一般会計補正予算（第16号）につきまして、事項別明細書により説明いたします。

初めに、本補正予算は、施設の修繕の追加の計上、歳入歳出の確定見込みによる整理が中心でありますので、確定見込みによるものについては説明を省略いたします。

それでは、主な補正内容について説明いたします。

歳出からでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項2目庁舎管理費、17節備品購入費は、繰越明許費 飛沫防止対策備品購入として追加す

るものです。議場、議員控室の飛沫防止パーティション購入事業でございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。議案資料、先ほどの3ページ、16号による補正事業でございます。3目財務管理費、24節基金積立金は、まちづくり基金積立金の整理によるものでございます。

続きまして、17ページをお願いしたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費、27節繰出金です。国民健康保険事業勘定特別会計繰出金の追加でございます。国保特会におきまして、国民健康保険基金への積立金の財源とするものでございます。

続きまして、20ページをお願いします。

3款1項4目障害者母子福祉費、19節扶助費は、障害者医療費、自立支援給付費の追加でございます。

21ページでございます。

6目老人福祉費、24節積立金は、老人福祉施設振興基本積立金の追加です。寄附金によるものでございます。9目です。養育医療対策費、19節扶助費は、養育医療費の追加でございます。

26ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金は、繰越明許費 汚水処理下水道建設負担金の追加です。汚水処理施設更新に係る工事分でございます。27節繰出金は、病院事業債管理特別会計繰出金の追加です。特別会計の公債費に係る過疎対策事業債の元利償還金の財源として繰り出すものでございます。

27ページです。

3目予防費、17節備品購入費は、繰越明許費 薬用冷蔵庫購入費の追加でございます。財源は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金です。18節負担金補助及び交付金は、繰越明許費 福祉・医療施設等新型コロナウイルス感染防止対策支援金の追加です。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。追加議案の3ページの16号に係る事業でございます。

28ページをお開きください。

4款1項6目国民健康保険病院費は、国民健康保険病院運営交付金の追加です。

病院事業債管理特別会計で発行した過疎対策事業債分を一般会計へ繰り出し、運営交付金として病院へ補助するものでございます。

33ページをお願いしたいと思います。

6款1項7目中小企業緊急支援事業費、18節負担金補助及び交付金は、繰越明許費 広尾町地域振興プレミアム付商品券発行事業補助金、繰越明許費 広尾町中小企業等「新しい生活様式」導入支援事業補助金、繰越明許費 中小企業緊急支援事業給付金、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、それとプレミアム付商品券発行支援事業補助金でございます。先ほどの追加資料の3ページの16号の事業でございます。

34ページでございます。

7款2項1目道路橋りょう維持費、12節委託料は、除雪委託料の追加、13節使用料及び賃借料は、排雪車借り上げの追加でございます。

続きまして、38ページをお願いします。

9款1項3目教育振興費、24節積立金は、教育振興基金積立金の追加です。指定寄附によるもの
でございます。

39ページです。

9款2項1目学校管理費、小学校でございます。フェイスシールド等の消耗品費の追加、繰越明
許費 消耗品の追加はパーティションでございます。17節、備品購入費は、学校運営備品購入費の
追加です。児童用の机等でございます。財源は、学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウ
イルス感染症対応地方創生臨時交付金です。これも先ほどの16号の事業でございます。9款3項1
目学校管理費、中学校でございます。10節消耗品は、繰越明許費 消耗品の追加です。パーティシ
ョンの購入です。17節備品購入費は、加湿器です。財源は、先ほど言いました学校保健特別対策事
業補助金事業及び新型コロナ関係の交付金です。これも追加議案の3ページの資料の16号補正事業
です。

45ページをお願いいたします。

11款公債費は財源内訳の補正、12款の予備費は予算調整でございます。

続きまして、戻りまして歳入になります。

3ページをお願いします。

7款1項1目地方消費税交付金は、一般財源分、それから社会保障財源分の確定見込みによる補
正でございます。

12款1項2目民生費負担金は、特定施設介護給付費負担金、特定施設介護サービス利用者負担金
の増額と確定見込みによる補正でございます。

4ページでございます。

13款1項5目土木費使用料は、公営住宅使用料、港湾けい留施設使用料等の確定見込みによる補
正でございます。

5ページです。

14款2項1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加で
ございます。2目民生費国庫補助金は、地域生活支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金の
確定見込みによる補正でございます。3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種
体制確保事業補助金の追加でございます。

6ページをお願いします。

14款2項6目教育費国庫補助金は、学校保健特別対策事業費補助金の追加でございます。

7ページでございます。

15款2項1目民生費道補助金、1節在宅福祉事業補助金は、地域生活支援事業補助金の確定見込
みによる補正、3節児童福祉費補助金は、北海道子育て支援交付金の確定見込みによる補正でござ
います。4目商工費道補助金は、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金の追加でございます。

8ページをお願いいたします。

17款寄附金は、各指定寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の補正でございます。

18款繰入金、1項繰入金は、財政調整基金等において、歳入歳出確定見込みの整理による各繰入金の整理でございます。2項特別会計繰入金、1目港湾管理特別会計繰入金は、港湾管理特別会計からの繰入金の追加でございます。2目国民健康保険事業勘定特別会計繰入金は、インフルエンザワクチン等の接種等の財源として充当するものでございます。

9ページでございます。

3目病院事業債管理特別会計繰入金の追加につきましては、国民健康保険病院運営交付金の財源となるものでございます。

20款5項2目雑入についてですが、陶芸窯の整備に係ります自治総合センター助成金（一般コミュニティ助成事業）の追加のほか、確定見込みによる補正でございます。

10ページでございます。

21款の町債は、減収補てん債の発行のほか、事業費確定見込みによる整理でございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 佐藤健康管理センター長。

1、健康管理センター長（佐藤） 本日お配りした議案追加資料4ページをお開きください。

広尾町福祉・医療施設等新型コロナウイルス感染症対策支援金支給事業です。

この事業は昨年の9月に実施した事業ですが、いまだ感染症の終息が見込めない状況もあり、第2弾として実施するものです。

概要を説明させていただきます。

目的としては、町内の福祉医療施設等を運営する事業者に対し、新型コロナウイルス感染防止の観点から、施設等の内部の消毒や洗浄に要する費用の一部を支給するものです。

交付対象者としては、町内の介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、診療所、歯科医院となっております。

支援金の限度額ですが、1事業所につき、サービス事業者は利用定員により上限を30万円とするものです。

申請及び交付の方法についてはご覧ください。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから、3つの経済対策事業について説明をさせていただきます。

議案追加資料の5ページをお願いいたします。

1つ目は、第2弾となります広尾町地域振興プレミアム付商品券発行事業補助金についてです。

目的としましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、売上げが減少する商工業者

を支援するために、商工会が発行する商品券に対してプレミアム分を補助することで、地域の経済対策に資することを目的としております。

商品券の名称としましては、新型コロナウイルス対策の「広尾町地域振興プレミアム付商品券」となります。

プレミアム率につきましては、第1弾では30%でありましたが、今回は北海道の補助により10%の上乗せを見込み、40%とします。

商品券の発行につきましては、1枚当たり500円とし、1組14枚7,000円相当分を5,000円で販売します。14枚のうち2枚は飲食店での利用限定とします。お一人様10組となる5万円分までを購入の上限とします。発行組数は1万6,000組で、発行総額1億1,200万円、うち3,200万円分をプレミアム分として補助します。

商品券を利用できる業者は、公募を行い、応募のあった町内の商工業者とします。

商品券の使用期間としましては、予定としまして6月20日から12月19日までとし、期限が切れた商品券は使用できないものとします。

今後の予定としましては、北海道の上乗せ補助を見込むため、新年度予算で施行される北海道の補助要綱が示された後の6月の年金支給日後の最初の日曜日となる6月20日に販売する予定としております。

6ページになります。

中小企業等「新しい生活様式」導入支援事業補助金です。

昨年12月に専決処分としました飲食店に対する「新しい生活様式」導入支援事業を他の業種まで拡大するものです。

対象となる事業所としましては、昨年実施した中小企業緊急支援事業給付金の対象となった業種のうち、先行して実施した飲食業を差し引いた120件ほどを対象といたします。

目的としましては、町内中小企業が新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、国の「新しい生活様式」、北海道が推奨する「新北海道スタイル」を実践・推進するため感染防止資機材の導入支援を行うことにより、町民及び中小企業で働く従業員の安全を確保するとともに中小企業の経営の安定と地域経済の活性化に資することを目的としております。

補助対象事業者としまして、1、町内に独立した事業所を有し、補助金受領後引き続き1年以上事業を継続していく意思がある者、2、町税及び使用料の滞納がない者、3、国が示した「新しい生活様式」、各種業界が示したガイドライン及び北海道が推進している「新北海道スタイル」を満たす者または取り組む者とします。

補助金の限度額として、上限額を10万円とします。

対象期間及び対象経費として、令和2年4月1日から令和3年4月30日までに導入した感染症対策資機材等とします。また、「新しい生活様式」、各種業界が示したガイドライン、「新北海道スタイル」等、新型コロナウイルス感染症対策のために導入する備品、設備工事に要する経費とします。ただし、マスク、消毒液などの消耗品は除きます。

その他としまして、新型コロナウイルス感染症対策を実施した中小企業に「安心宣言ステッカー」

が商工会より交付されることとなっております。

今後の予定としまして、3月中に商工会から新聞折り込み等により周知を行い、4月1日以降に商工会にて受付を開始する予定です。

最後に、こちらも第2弾となります広尾町中小企業緊急支援事業給付金支給事業についてです。

8ページをお願いします。

目的としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響で売上げが減少した中小企業に給付金を支給し、事業の持続と雇用の確保を図ることを目的としております。

給付の対象者として、①、町内に独立した事業所を持ち、町内で事業を営み、事業を1年以上継続していく意思がある者。

②、別表で定める業種の中小企業であること。

10ページの別表をお開き願います。

該当する業種としましては、前回給付を行った記載のとりの各業種を対象といたします。

8ページにお戻りください。

給付の対象事業者として、③、町税及び使用料の滞納がなく、暴力団排除条例に該当しない者として。

④、令和2年11月から令和3年1月のいずれか1か月の税抜きの売上額が前年同月と比較した額（売上減少額）が20%以上減少した者として。ただし、新規開業により前年の対比が困難な場合は、開業月から令和2年10月までの売上げ平均との対比といたします。もしくは、その他町長が特に認めた者を対象といたします。

給付率及び給付金の限度額についてです。給付額は売上減少額として、上限を30万円とします。ただし、売上減少額が40%以上減少した飲食業の方については、上限を60万円とするものです。

給付金の申請等につきましては、申請の期日を事業開始から4月30日までとします。申請は、町の商工観光係にさせていただきますが、申請の相談につきましては商工会で行っていただきます。対象の事業者は、町に申請後、審査、支給決定で通知を受けた後、町に支給請求書を提出し、口座振替にて支給いたします。

今後の予定としましては、本日の議決終了後、業務に取りかかりまして、来週中に商工会会員の対象事業者152事業者に今回の給付金関係の書類を随時送付します。そのほか、新聞折り込みや防災無線で町民に周知いたします。申請の手続が順調に進めば、早い方で4月9日には給付金が支給される予定となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案10件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第13号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第16号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 予算事項別明細書の商工費、33ページです。今、説明あった部分なのですが、前回、去年の5月の補正の額から見ると、特に飲食の部分で2段階、30万円と60万円という形でしておりますが、そういった意味では、非常に理にかなった支給という形になるかと思うのですが、この中で福祉・医療の感染症対策支援金の関係なのですが、それともう一つ、中小企業等「新しい生活様式」導入支援について、それぞれ申請期限が入っていないのですが、例えばプレミアム付商品券については、当然6月20日販売でなくなり次第ということになりますし、あと中小企業の緊急支援給付金事業については4月30日までという申請期限が出ておりますけれども、それぞれここへ記載していない分についての申請期限はいつまでなのか、それについてご説明を頂きたいと思います。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） ご説明いたします。

福祉施設、それから医療機関に対する支援金の交付についての申請期限に関してなのですが、ご指摘のとおり具体的な申請期限は定めておりません。これは要綱により実施しておりますけれども、定めておりませんので、ご指摘のとおりです。

ただし、対象となる福祉施設、それから医療機関も限られておりますので、こちらのほうから4月中に申請を頂くようにご案内して、申請を頂いて交付したいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから、広尾町中小企業等「新しい生活様式」導入支援事業についての期限について説明したいと思います。

対象期間につきましては、昨年の令和2年4月1日から令和3年4月30日までに導入した感染対策に対する資機材を対象としておりますので、新年度が始まる打合せを明日商工会とする予定なのですが、基本的には4月30日までの導入の資機材を対象とするものですから、当初は5月いっぱいを目処としておりますが、あした商工会と打合せする中で、6月30日にするかどうか決めたいと思っておりますけれども、基本的にはそんなに遅くない段階、6月か5月いっぱいかどちらかに

なるかと担当としては考えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

6番、志村議員。

1、6番（志村） 予算事項別明細書の33ページで、今、前崎議員のほうからも話あったのですが、その中の地域振興プレミアム付商品券の関係なのですが、商品券の使用期間が6月20日から12月19日までとなっていますけれども、言ってみれば年末のいろんな買物といえますか、特に広尾町の場合は生鮮食品が主になってくると思うのですが、これ12月19日までにした何か理由という、どういうことなのか伺いたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明いたします。

プレミアム付商品券、今回は早くできれば4月に出そうかなということも話し合われていたところなのですが、北海道の10%上乗せを見込む関係で、4月に発行することは困難であろうということで、となれば年金が支給される月、偶数月の早い時期の6月としたところなのですが、商品券を発行するに当たって、ちょっとすみません、詳細は忘れてしまったのですが、6か月以内の使用期限であれば特に難しく定めることがないものですから、早く出して6か月以内となれば、12月19日までとなった結果でございます。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 事項別明細書の4ページなのですが、13款1項2目の老人福祉センター浴場使用料、これが88万6,000円の減額となっております。この浴場使用料については当初予算287万5,000円の計上をされておりますけれども、今回の減額は予算額の3割以上という形になりますけれども、例えば当初見込んだ、大人、小中学生、70歳以上の老人、大きく分けてそういうふうに分けられるのですが、それぞれの入浴利用者の数の押さえ方、どの部分でどの程度減っているのか、これについてご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） ご説明いたします。

老人福祉センターの公衆浴場の利用者の人数についてでございます。

令和2年度当初予算におきましては、全体で1万5,045人を見込んでおりました。このたび、今回の補正で決算見込額の元になる人数につきましては、それに対しまして1万2,493人を見込んでおり、全体で2,552人減少するということを見込んでおります。

主な区分における減少についてですけれども、大人の利用につきましては、当初予算では4,042人を見込んでおりましたけれども、決算見込みでは約半減、2,204人を見込んでおります。それから、高齢者につきましては、さほど人数は変わっておりません。

それで、今回大人の利用が減ったことにつきましては、やはりコロナウイルスの影響によるものと見ております。特に大人の通年の利用につきましては、夏場7月、8月、9月と町外の方、旅行、レジャーの方とかいろいろ、工事の関係の方とか町外の方の利用がとても多いのですけれども、やはりコロナの影響でこの広尾に入ってくる方の数も減ったものと見ております。

以上でございます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 大人の利用が半減しているということなのですけれども、確かにコロナの部分については一つの要因としてあり得ますけれども、平成30年度からこの公衆浴場料金、北海道の施行条例の440円まで、限度額まで引上げをしております。

例えば、特に大人の引上げ前の平成28年度、ここでの大人の利用が5,261人なのです。老人クラブ70歳以上は1万846人なのです。令和元年度の決算数値を見ますと、大人が3,207人。平成28年度から比べると2,000人減っております。また、高齢者の方は1万781人、ほとんど減っていないのです。80人とかその程度しか減っていないわけでありまして。そういった意味では、やっぱり料金引上げの影響というのが当然あるわけですし、特に今回2,200人ということになると、平成28年度から比べると3,000人も減るということですから、ただ、今言ったように高齢者はほとんど減っていないのです。だから、あながちコロナの影響ばかりというふうには限りませんし、やっぱり料金引上げのそういった影響というのが出ていると。これは、とりわけ平成28年、30年と比較しても、数値的に大人の入浴者が2,000人近く減っております。こういったものから見ても明らかかなというふうに思うのですけれども、これらを踏まえて町として見直し等についての検討というのははされているのかどうか、ご説明を頂きたいと思っております。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） ご説明いたします。

ご指摘の料金の関係でございますけれども、大人の利用につきましては、もうここ10年ほどずっと減り続けております。やはりいろいろ、人口が減っていくとか、あるいは大人の方が年齢に達しまして高齢者の利用になったということもあると思います。それから、先ほども申し上げたけれども、大人の利用は、町内の方も利用されている方も確かにいるのですけれども、やはり大きく影響しているのは、夏場の町外からの利用というのがとても占める利用の割合が例年調べてみますと多いことが分かりますので、今回は移動が、広尾に入ってくる人が少なかったということだと考えています。確かに料金の値上げについても一要因になっているかもしれませんが、そういった様々な要因が複合して、結果的に少なくなっているというふうには押さえております。

それで、料金につきましては、以前にも説明をさせていただきましたけれども、適正な料金として変更させていただいて、今これを運用しているのですけれども、今後この料金について人数が減ったことを踏まえて変更するという、今、考えはございません。

以上です。

1、議長（堀田） ほか。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

次に、議案第14号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第15号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第16号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第17号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第18号 令和2年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第7号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第19号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第20号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第21号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第22号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第13号 令和2年度広尾町一般会計補正予算（第16号）についてから議案第22号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの10件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第22号までの10件を一括して討論、採決することに決しました。お諮りします。本案10件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案10件は討論を省略します。

これより議案第13号 令和2年度広尾町一般会計補正予算(第16号)についてから議案第22号 令和2年度広尾町水道事業会計補正予算(第5号)についてまでの10件を一括採決します。

お諮りします。本案10件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案10件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第23号～日程第21 議案第32号

1、議長(堀田) 日程第12、議案第23号 令和3年度広尾町一般会計予算についてから日程第21、議案第32号 令和3年度広尾町水道事業会計予算についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第23号から議案第32号まで、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第23号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町一般会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ73億2,700万円と定めるものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を「第2表 債務負担行為」で示すものであります。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第3表 地方債」で示すものであります。

第4条は、一時借入金でありまして、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定めたいとするものであります。

第5条は、歳出予算の流用の関係であります。

次、82ページの第2表の債務負担行為であります。

備荒資金組合(情報セキュリティサーバー) 譲渡事業から備荒資金組合(共用車) 譲渡事業償還金までの3件について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めるものであります。

第3表の地方債であります。

臨時財政対策債から過疎対策事業債までの5件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第3表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は7億2,300万円であります。

次に、議案第24号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町港湾管理特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ1億380万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

次に、議案第25号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ1億1,050万円と定めるところであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第2表 地方債」で示すものであります。

第3条は、歳出予算の流用の関係であります。

89ページの第2表の地方債であります。

簡易水道事業債及び辺地対策事業債の2件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は4,230万円であります。

次に、議案第26号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,610万円と定めるところであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を「第2表 債務負担行為」で示すものであります。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第3表 地方債」で示すものであります。

第4条は、一時借入金でありまして、最高額を1億7,000万円と定めたいとするものであります。

第5条は、歳出予算の流用の関係であります。

次、94ページの第2表の関係であります。

債務負担行為でありまして、2件の事項について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めるものであります。

第3表は、地方債であります。

公共下水道事業債から過疎対策事業債までの4件について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものでありまして、限度額の合計は9,440万円であります。

次に、議案第27号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ9億8,800万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるものであります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

次に、議案第28号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ7億1,380万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるものであります。

第2条は、歳出予算の流用であります。

次に、議案第29号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ2億8,100万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるものであります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を「第2表 債務負担行為」で示すものであります。

第3条は、歳出予算の流用の関係であります。

105ページの第2表であります。

債務負担行為でありまして、1件の事項について債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めるものであります。

続きまして、議案第30号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ1億2,470万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による

とするものであります。

続きまして、議案第31号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計予算は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ5,523万1,000円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第2表 地方債」で示すものであります。

112ページの第2表の地方債であります。

病院事業債及び過疎対策事業債の2件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は1,940万円です。

次に、議案第32号についてであります。

第1条は、令和3年度広尾町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、業務の予定量であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でありまして、収益的収入の予定額の総額を1億6,345万5,000円とするものであります。収益的支出の予定額の総額を1億7,348万1,000円と定めたいとするものであります。

次のページの第4条の資本的支出であります。

資本的支出の予定額は、次のとおり定めたいとするものでありまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,590万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、支出であります。資本的支出の総額を8,590万9,000円と定めたいとするものであります。

第5条は、一時借入金でありまして、限度額を1,000万円と定めたいとするものであります。

第6条は、支出の流用の関係であります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、職員給与費であります。

第8条は、たな卸資産の購入限度額でありまして、1,142万9,000円と定めたいとするものであります。

以上で、議案第23号から議案第32号まで、一括して提案理由を申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、一般会計及び各特別会計予算の資料について説明を願います。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、令和3年度の予算の概要を説明いたします。

予算説明資料をご用意いただきます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度の各会計別の予算に関する説明書であります。説明に関しましては、薄く網かけをしております3年度の当初予算額（A）欄と2年度の政策予算額（B）欄との比較、増減率の列でご説明をさせていただきます。

まず、一般会計であります。

73億2,700万円を計上、増減率で5.4%の減であります。

次に、特別会計であります。

港湾管理特別会計 1億380万円、6.3%の減であります。

簡易水道事業特別会計 1億1,050万円、15.0%の減であります。

下水道事業特別会計 4億3,610万円、17.4%の減。

国民健康保険事業勘定特別会計 9億8,800万円、0.5%の減。

介護保険特別会計 7億1,380万円、2.6%の増。

介護サービス事業特別会計 2億8,100万円、3.3%の増。

後期高齢者医療特別会計 1億2,470万円、2.9%の増。

病院事業債管理特別会計5,523万1,000円の計上で、75.8%の減であります。

特別会計合計では28億1,313万1,000円、8.6%の減となるものであります。

次に、企業会計であります。

水道事業会計は2億5,939万円、2.0%の増であります。

全会計を合わせた予算の総額は、103億9,952万1,000円で、6.1%の減となるものであります。

次に、2ページ、3ページ目をお願いいたします。

特別会計及び企業会計への繰出金の内容であります。

港湾管理特別会計につきましては、3年度の繰出金はありません。

簡易水道事業特別会計から、3ページ目の下段でありますけれども、病院事業債管理特別会計まで、特別会計の合計は5億8,050万5,000円の計上で、前年度比で479万7,000円、率で0.8%の減であります。

企業会計の水道事業については、負担金、補助金はありません。

続きまして、4ページ、5ページ目をお願いいたします。

一般会計の歳入歳出予算の状況であります。

説明につきましては、左側の網かけで表示をしております3年度の当初予算（A）欄、2年度の政策予算との比較（E）欄、あるいは決算見込額との比較（F）欄の伸び率を中心にご説明をいたします。

まず、歳入の状況であります。

1 款の町税は9億234万7,000円、0.9%の減であります。主な要因としましては、個人、法人の町民税、固定資産税の減であります。

2 款の地方譲与税から9 款の地方特例交付金につきましては、記載のとおりであります。

次に、10 款地方交付税であります。32億5,000万円で3.0%の減、決算見込額との比較では5.6%の減であります。臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税につきましては、5 ページの下段の表に整理をしております。ご覧いただきたいと思ひます。普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債、これらの合計が地方交付税の総額となるものであります。34億8,000万円で0.1%の増、普通交付税決定後との比較では2.6%の減を見込んでおります。

恐れ入ります、4 ページに戻っていただきまして、11 款の交通安全対策特別交付金から13 款使用料及び手数料につきましては記載のとおりであります。

14 款国庫支出金は2億4,120万5,000円、75.2%の減となっております。この主な要因は、昨年行いました総務費での特別定額給付金の補助金、あるいは新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金の減によるものであります。

15 款道支出金は3億1,287万9,000円、16.0%の増を見込んでおります。新規事業として大丸山線林道の整備補助金3,900万円、ウニの養殖企業化試験事業、地域づくり総合交付金の1,100万円を見込んでおります。

17 款寄附金は1億4,930万5,000円、ふるさと納税寄附金を見込んでおります。

18 款の繰入金であります。5億8,295万8,000円で29.4%の増を見込んでおります。そのうち基金からの繰入れにつきましては5億3,615万8,000円、減債基金から公債費の港湾借換債満期一括償還金の財源として2億円を計上したほか、ふるさと納税寄附金を活用し、まちづくり基金、社会福祉振興基金、教育基金から1億3,814万6,000円を繰入れ計上しております。また、財源不足分として財政調整基金から1億8,300万円の繰入れを計上しております。そのほか港湾管理特別会計などから4,680万円の繰入れを計上しているところであります。

68 ページを、恐れ入ります、お開きください。

3 年度の基金の見込みに関する調書であります。下から6 行目になります。太枠で囲まれております積立金合計欄の一番右側、3 年度末の基金の残高の見込みであります。一般会計では24億4,555万9,000円、下段の欄外になりますけれども、基金全体では27億5,895万3,000円となる見込みであります。

また、70 ページであります。

70 ページには、前年度までに基金に積立てをしたふるさと納税寄附金の活用状況をお示ししておりますので、後ほどご確認を頂ければと思ひます。

恐れ入ります、4 ページに戻っていただきたいと思ひます。

4 ページの一番下、21 款町債であります。7億2,300万円、38.4%の増であります。

またちょっと飛んでいただきますけれども、71 ページから75 ページには各会計別の町債の発行額、地方交付税の措置状況についてお示しをしておりますので、後ほどご覧を頂きたいと思ひます。

5 ページにお戻りください。

歳出であります。

歳出につきましては、2年度の政策予算との比較で説明をさせていただきます。

1款の議会費は8,711万4,000円、0.8%の減であります。

2款総務費については7億5,462万円で、40.8%の減であります。

3款民生費、16億3,632万5,000円で、3.1%の増であります。

4款衛生費は8億4,175万1,000円で、0.3%の増。

5款農林水産業費は4億6,639万1,000円で、20.2%の増であります。

6款商工費は4億1,647万7,000円で、5.2%の減。

7款土木費は9億8,602万7,000円で、8.1%の増。

8款消防費は2億5,256万9,000円で、7.2%の減。

9款教育費は6億999万2,000円で、2.4%の減。

10款災害復旧費は、科目存置であります。

11款公債費は、12億6,373万2,000円であります。

12款の予備費を含めまして、歳出合計で73億2,700万円の計上であります。

6ページ、7ページをお願いいたします。

この表は一般会計の歳出について、縦に目的別、横に人件費や物件費など性質別に整理した表であります。後ほどお目通しを頂きたいと思っております。

続きまして、8ページ、9ページ目をお願いいたします。

この表につきましては、給与費の目的別一覧表であります。一般会計の議員、特別職、各種委員、職員、会計年度任用職員等に係る人件費を報酬、給料など目的別経費で区分をしたものであります。

9ページの右側上段になりますけれども、合計(A)欄であります。合計で13億6,893万2,000円の計上となるものです。伸び率で7.1%の増となっております。

続きまして、10ページ目をお願いいたします。

ここからは、一般会計の事業費等調べであります。

これにつきましては、新規事業を中心に主なものについてご説明いたします。新規事業、臨時的事業につきましては、事業名の横に米印を付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは初めに、11ページをお願いいたします。

総務費の9番、まちづくり町民みらい会議であります。この事業は、町民の方々のまちづくりへの参加意識の向上を図るため、ワークショップを開催する事業であります。

10番、町民結婚意識調査事業は、結婚支援事業を実施するに当たって、町民への意識調査を実施するものであります。

15番、生き生きプロジェクト交付金は、広尾町への移住・定住の促進を図り、関係人口の拡大促進や担い手不足の解消を目的とした事業を行う広尾町生き生きプロジェクトに対する交付金であります。

16番、広尾町移住支援交付金であります。北海道と共同して行う北海道U I J ターン新規就業支援事業において、東京圏から広尾町へ移住した方が対象となる求人就業または北海道の起業支援

金の交付決定を受けた場合に、世帯については100万円、単身者については60万円の交付金を交付する事業であります。

18番、十勝地域交通活性化協議会分担金は、地域交通ネットワークの確保を目的として、管内の市町村及び総合振興局で組織する協議会の事業に対する分担金であります。

12ページをお願いいたします。

21番、地域おこし協力隊配置事業は、総合戦略やまちづくり推進総合計画における町の活性化に向けた様々なプロジェクトを実行するためのサポートや都市部との関係人口の構築などを担うため、地域おこし協力隊を2名配置する事業であります。

25番、町民通信員育成活用事業、若い世代の町民の方を通信員と位置づけ、町の出来事や活躍する人などを取材してもらい、広報紙への掲載やSNSでの発信をすることを通じて、若い世代の広報紙への関心や、まちづくりへの参加意識を高めることを目的として実施する事業であります。

28番、土砂災害ハザードマップ作成事業は、令和2年に指定された土砂災害警戒区域等を図示したハザードマップを作成し、全町民に周知を図る事業でございます。

29番、音調津避難施設建設事業であります。津波災害に備え、音調津スキー場跡地に建設する避難施設の設計及び建築費であります。図面につきましては、38ページであります。

次、14ページから18ページにかけては、民生費の関係であります。

初めに、15ページをお願いいたします。

10番に米印がついております。大変申し訳ありません。これは新規事業ではありませんので、米印を削除願います。申し訳ございません。

15番、養護老人ホームの運営経費の目の計上ではありますが、新規事業としてナースコールの更新費を計上しております。

18番は、腎臓機能障害者通院送迎サービス事業の委託料であります。令和2年から実施している町内の人工透析患者を大樹町内の医療機関へ送迎する事業であります。

16ページをお願いいたします。

25番、自立支援給付費、27番、南十勝子ども発達支援センター負担金の継続事業でありますけれども、計上しております。

17ページ、31番、身障ひとり親医療特別対策費の計上であります。

40番、認定子ども園・保育所運営の計上であります。

43番、ファミリーサポートセンター事業につきましては、子育てについて、子育てのお手伝いが欲しい人、お手伝いをしたい人、両方を兼ねる人などが会員登録を行い、子育てのサポートを提供する相互援助活動を推進していくための講演会の開催やPR活動費の計上であります。

18ページをお願いいたします。

44番、出産祝い金は、第1子、第2子の出産に対しては5万円、第3子以降は10万円を給付する事業であります。

18ページ下段から21ページ、衛生費の関係であります。

20ページをお願いいたします。

23番、妊婦健診、26番、特定不妊治療費、28番、不育症治療費、21ページの30番、妊産婦の通院費などの助成費の計上であります。

31番、空き家対策総合支援事業は、特定空き家の除却に対し、費用の一部を補助する事業でありまして、上限50万円の5件分を計上しております。

32番、国保病院の運営交付金でありまして、3億6,498万9,000円を計上しております。令和2年度の政策予算との比較では46万2,000円、0.1%の減となっております。

21ページ中段から24ページまで、農林水産業費の関係であります。

農業費では、21ページの6番、中山間地域等直接支払交付金の計上であります。

林業費につきましては、22ページ、12番、幹線林道大丸山線改良工事でありまして、林道法面の工事でありまして、令和4年までの2か年にわたる事業であります。位置図につきましては、39ページに掲載しております。

16番、森づかい推進事業、森林環境譲与税を活用し、広尾町産木材の利用価値を普及啓発する事業であります。

17番、サンタの森の環境振興事業であります。同じく森林環境譲与税を活用し、私有林の整備等を行う事業であります。

18番、地域おこし協力隊の配置事業であります。広尾町産材の利用促進に地域おこし協力隊を1名配置する事業であります。

19番は農林人材育成支援センター改修工事でありまして、林業、農林業の担い手の人材育成のための宿泊研修施設として活用するために、旧林業振興センターを改修する工事であります。

水産業費であります。各漁業振興補助金、増養殖の事業費など、継続事業を中心に計上しております。

24ページをお願いいたします。

35番、ウニ養殖企業化試験事業補助金であります。十勝港の港湾区域内にウニの養殖施設を設置しまして、あわせて、ウニの餌となる昆布の養殖施設を設置し、ウニの養殖試験を実施する事業であります。事業年度につきましては、令和5年までの3か年を予定しております。事業実施主体である広尾漁協に補助をするものであります。位置図につきましては、43ページに掲載しております。

24ページから27ページ、商工費の関係であります。

25ページ、8番、観光パンフレットの作製事業、9番、観光ポスターの作製事業につきましては、観光PRのパンフレットとポスターを更新し、作製する事業であります。

26ページをお願いいたします。

17番、映画「北の流氷」、仮称でありますけれども、製作委員会への負担金であります。えりも岬の緑化事業をテーマとした映画製作に係る負担金であります。

19番から27ページの28番まで、サンタランドの関係の事業であります。

24番の観光案内所指定管理者管理運営委託業務であります。観光案内所の管理運営に係る指定管理者への委託料であります。

25番、大丸山森林公園林間歩道保全工事、森林公園内の林間歩道の補修工事業であります。

27ページ、28番であります。北方圏交流振興会交付金、サンタランド推進事業の実施に係る交付金であります。

33番、ふるさと納税推進事業関係の経費を計上しております。

27ページ中段から31ページまでは、土木費であります。

道路工事及び橋梁補修工事関係の位置図につきましては、44ページ、45ページに掲載をしております。

27ページの5番及び28ページの6番が道路工事の設計、11番から13番までが道路舗装工事でありまして、合計で6,306万3,000円の計上であります。

14番、15番は、道路補修工事でありまして、970万7,000円の計上であります。

29ページ、17番、18番は、橋梁補修工事及びその設計委託料で、合計2,171万円の計上であります。

次に、19番から30ページ、33番まで港湾費であります。

29ページ、19番、十勝港物流調査委託料は、本州との定期航路開設を目指し、貨物の物流調査等を行う事業であります。

22番、港湾直轄事業負担金は、施工位置図46ページであります。

30ページ、30番、31番、33番の改修補修工事につきましての施工位置図は、47ページであります。

34番及び35番は、都市計画費であります。

34番は都市計画基本計画策定委託業務でありまして、現在の計画が令和4年度までのものとなっているため、令和5年度からの20年間の計画を策定するための事業費であります。

次に、住宅費であります。

工事の位置図は、48ページから52ページに掲載をしております。

36番は大空団地ほか3か所の屋根の改修費の計上、37番は錦町団地の解体工事費の計上であります。

次に、31ページ、1番から3番まで消防費の関係であります。広域消防事務組合負担金の計上、団員報酬等の非常備消防費の計上、防火水槽の設計に係る費用を計上しております。広域消防事務組合負担金には、水槽付ポンプ車の購入事業が含まれております。

次に、教育費であります。

31ページから37ページであります。

初めに、33ページをお願いいたします。

17番、18番は、広尾高校の生徒への遠距離通学費の助成及び下宿費の助成でありまして、継続実施するものであります。

19番は広尾高校生徒進学助成金でありまして、広尾高校へ進学する生徒の保護者へ進学に係る費用の助成として、生徒1人当たり5万円を給付する事業であります。

28番、広尾中学校給水管改修工事は、校舎の老朽化した配水管の改修工事。

34ページ、33番から35ページ、44番まで、社会教育費の関係であります。

45番から37ページ、64番まで、保健体育費の関係であります。

64番、勤労者体育センター体育館屋根の改修工事、65番から67番までは学校給食費の関係であります。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

この表は、各特別会計の歳入及び歳出の性質別内訳書であります。

56ページからは、特別会計の事業費調べであります。

港湾管理特別会計から60ページの病院事業債管理特別会計までありまして、内容につきましては記載のとおりでありますので、後ほどお目通しを頂ければと思います。工事の関係位置図は、61ページから63ページでございます。

最後に、恐れ入ります、21ページにお戻りを頂きたいと思っております。説明資料の21ページであります。

上から4段目、国民健康保険病院の運営交付金について説明をさせていただきます。

別冊でお配りをしております地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の予算実施計画書をご用意いただければと思います。

別冊の病院の予算実施計画書でございます。

1ページをお願いいたします。

令和3年度の収益収入の合計は10億5,089万3,000円で、前年比6,355万6,000円の増であります。

次に、2ページ目であります。

収益支出であります。

医師、看護師、医療技術者、事務職員等の人件費をはじめ、医薬材料費、維持管理経費など収益支出の合計は10億4,549万8,000円であります。収益収入と収益支出に539万5,000円の差額が生じますけれども、資本支出の不足額に補てんをするものであります。

3ページの資本収支であります。

資本収入が4,633万2,000円、資本支出につきましては、移行前の地方債償還金及び医療機器の購入費など5,172万7,000円を予定しております。差額につきまして、539万5,000円は収益的収入から補てんをされるものであります。これらの経費に充てるため、法律の規定に基づきまして運営交付金3億6,498万9,000円を計上しているものであります。

以上、一般会計、特別会計予算資料の事業内容について説明をさせていただきました。水道事業会計につきましては、担当課長のほうより説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、水道事業会計予算について説明を願います。

前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） それでは、予算説明資料の64ページをお願いいたします。

歳入及び歳出性質別内訳書です。

最初に、表の左側、収益的収入につきましては、給水収益から長期前受金戻入までを合わせまして1億6,345万5,000円を計上いたしました。

次に、表の右側です。収益的支出につきましては、人件費から予備費までを合わせまして1億7,348万1,000円を、資本的支出につきましては、企業債償還金から配水管施設費までを合わせまして8,590万9,000円を計上いたしました。

続きまして、65ページをお願いします。

事業等調べです。

最初に、事業番号8番につきましては、水道施設整備情報をデータベース化するための委託料です。

次に、66ページです。

事業番号9番につきましては、配水管の改良工事に伴う給水管の切替工事、事業番号12番は、配水管改良工事です。

以上でございます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案10件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

本会議を休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時55分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には渡辺富久馬議員、副委員長には前崎茂議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日5日から8日までは議事の都合により休会とし、9日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。
本日は、これにて散会します。

散会 午前11時55分